

いには野明日を育てる会規約改正(案)

		改正前	改正後	区分
規約				
P	第 17 条 1	学級安全部会は各クラス2名、環境部会は各クラス1名、 <u>広報部会</u> 及びイベント部会は各クラス希望者の <u>クラス委員</u> で構成されるものとする。図書部会は部会長2名のみで構成されるものとする。	学級安全部会は各クラス2名、環境部会及び <u>広報部会</u> は各クラス1名、イベント部会は各クラス希望者のクラス委員で構成されるものとする。図書部会は部会長2名のみで構成されるものとする。	一部改正
	第 18 条 2 (2)	部会長候補者が定員に満たない場合は、クラス委員から互選される。 <u>広報部会</u> 、イベント部会及び図書部会は部会長候補者が定員に満たない場合は、2年生～6年生の各クラスより1名を年度始めに選出し、その中より2名が部会長に互選される。	部会長候補者が定員に満たない場合は、クラス委員から互選される。イベント部会及び図書部会は部会長候補者が定員に満たない場合は、2年生～6年生の各クラスより1名を年度始めに選出し、その中より2名が部会長に互選される。	一部削除